

校内における特別支援教育充実のための

# 校内研修の手引き

～啓発DVD/CDを活用して～



福島県養護教育センター

## 校内研修の充実に向けて

平成19年4月、学校教育法が改正され、幼稚園、小・中学校、高等学校において、発達障がいを含めた特別な支援を必要とする子どもたちに対して、一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことが規定されました。本県では、平成16年度より幼稚園、小・中学校、高等学校における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名による校内支援体制整備及び地域における特別支援連携協議会の設置による地域支援体制整備を進めて参りました。

各市町村教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校においては、特別な支援を必要とする子どもたちのニーズに寄り添った様々な実践が進められてきています。実践の成果を上げるためには、特別支援教育コーディネーターを中心に、全職員が協力した校内支援が不可欠であり、そのためには個々の教職員の特別支援教育に関する知識をより深めることが必要となってきます。

県教育委員会では、文部科学省委嘱事業「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を活用して、幼稚園、小・中学校、高等学校において、特別支援教育コーディネーターが校内における研修等を充実させるためのツールの一つとして、平成20年度に啓発DVD/CD「幼稚園、小・中学校、高等学校における発達障がい児の支援体制整備に向けて ～「共に学ぶ環境づくり」を目指して～」を作成し、県内全ての市町村教育委員会、公立私立の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に配付しました。

そこで、平成21年度は、この啓発DVD/CDを校内研修に積極的に活用できるように、「校内研修の手引き」を作成しました。特別支援教育の充実のためには、まず、教職員一人一人の障がい観の転換が求められています。各幼稚園、小・中学校、高等学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内研修を行うことにより、特別な支援を必要としている子どもたちへの各校（園）における支援がさらに充実することを期待します。

平成22年3月

福島県養護教育センター所長 吉田雄二

# 目 次

## 研修内容Ⅰ 特別支援教育とは

- (1) 特別支援教育への理念の転換  
「古いイメージを払い落とそう」 ..... 2
- (2) 特別な支援を必要とする子どもを「特別」にしない特別支援教育の理念  
「特別支援教育を「特別」にしない学校経営」 ..... 4
- (3) 特別支援教育のポイント  
「特別支援教育における三種の神器」 ..... 5
- (4) 校内における特別支援教育の推進役  
「特別支援教育コーディネーターを中心に」 ..... 8
- (5) 特別支援教育における校内支援体制整備  
「特別支援教育支援員の活用」 ..... 11
- (6) 福島県における特別支援教育の現状  
「福島県の特別支援教育について」 ..... 15
- (7) 特別支援教育の推進へ向けて  
「特別支援教育の充実へ向けた各種事業」 ..... 27
- (8) 特別支援教育の先進的な取組み  
「高等学校における特別支援教育」 ..... 32

## 研修内容Ⅱ 個別の教育支援計画

- (1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画  
「個別の教育支援計画の作成と活用」 ..... 34
- (2) 校内での「個別の教育支援計画」の作成・活用の流れ ..... 35
- (3) 様式 1、2 ..... 36

## 研修内容Ⅲ 校内における授業研究とは

- (1) 「個に応じた指導」の充実へ向けた授業研究の取組み  
「特別支援教育の視点を生かした授業研究会」 ..... 38
- (2) 授業研究事例

# はじめに

～ 「研修の手引き」の活用の仕方について ～

## 1 この手引きのねらい

県教育委員会では、平成21年2月に、校内研修のために、啓発DVD/CD「幼稚園、小・中学校、高等学校における発達障がい児の支援体制整備に向けて ～「共に学ぶ環境づくり」を目指して～」を作成し、県内全ての市町村教育委員会、公立私立の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に配付しました。

この手引きは、啓発DVD/CDを活用して、特別支援教育コーディネーターが自校において、特別支援教育に関する基礎・基本となる内容について、校内研修会を開催することができるように作成しました。

## 2 準備するもの

平成21年2月に各市町村教育委員会、公立私立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に県教育委員会より配付しました、啓発DVD/CD「幼稚園、小・中学校、高等学校における発達障がい児の支援体制整備に向けて ～「共に学ぶ環境づくり」を目指して～」を準備してください。

## 3 この手引きの内容について

本手引きは以下のような構成となっています。

- (1) 1回の校内研修の内容を1タイトルで示してあります。
- (2) 校内研修企画担当者（特別支援教育コーディネーター等）が、自校に必要なと考える内容を、タイトルから選び校内研修を開催できるように構成してあります。
- (3) 各タイトルには、＜動機付け＞ ＜理解＞ ＜扱う内容＞ ＜押さえない内容＞ ＜参考資料＞ ＜研修の手順＞ が示されています。校内研修企画担当者が、本手引きの内容を読み、手引きを参考にして、研修会を進めてください。
- (4) より専門的な研修については、養護教育センター等の専門研修講座、特別支援学校のセンター的機能による研修支援等を活用してください。

## 研修内容Ⅰ 特別支援教育とは

### (1) 特別支援教育への理念の転換

# 古いイメージを払い落とそう

準 備 啓発DVD / CD

#### < 動機付け >

「特別支援教育」は、「特殊教育」の看板が掛け替わっただけではありません。根本的な理念の転換です。このことに対する理解が教師には必要になります。

#### < 理 解 >

「特別支援教育」という用語について理解が必要です。「従来の特殊教育とは変わらない」という考えでは、地域や保護者から学校の信頼は得られません。「特別支援教育」に関する基本的な理解が必要です。

#### < 扱 う 内 容 >

特別支援教育に関する法改正

#### < 押さえない内容 >

特別支援教育は、従来の障がいのみならず、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいを含めた障がいを対象とする。

特別支援教育は、幼児、児童及び生徒の教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う。

特別支援教育を充実させていくための新たなポイントは、

個別の教育支援計画

特別支援教育コ-ディネ-タ-

特別支援連携協議会

である。

#### < 参 考 資 料 >

啓発DVD / CD CD「資料編」3 文部科学省資料 (PDF版)

1-1 パンフレット「特別支援教育について」(その1)

1-2 パンフレット「特別支援教育について」(その2)

2 「特別支援教育の推進について(通知)」

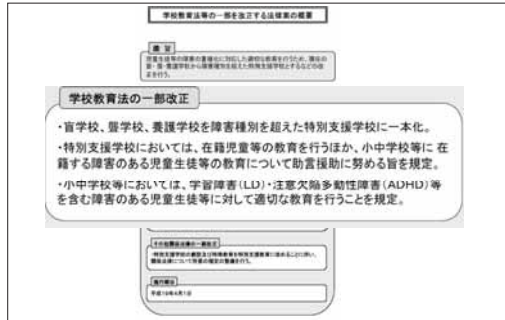
12 「発達障がい」の用語の使用について(参考)

## < 研修の手順 >

1 啓発DVD / CDのCD「資料集」1 研修用プレゼンテーション「学校教育法81条と幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育」を開く。

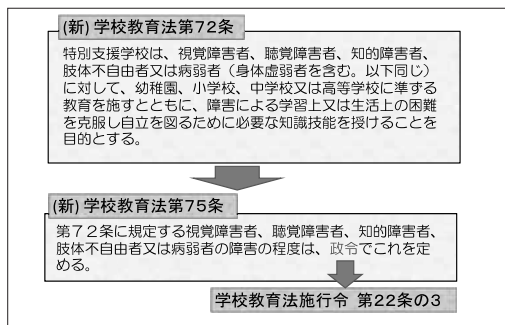
2 法改正の内容について理解する。

### スライド1



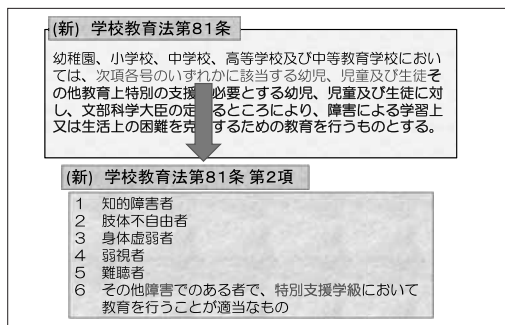
平成19年4月1日に学校教育法の一部改正により、学校教育法で特別支援教育が明確に規定されました。

### スライド2



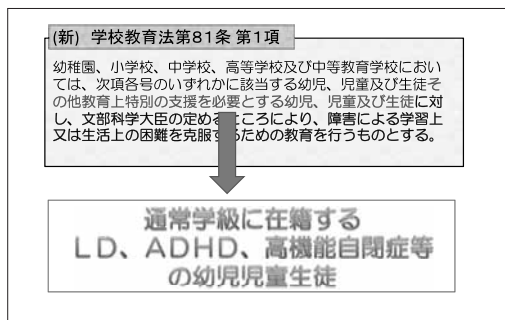
学校教育法72条は特別支援学校の目的についての規定です。同法75条では障がいの程度を規定しています。

### スライド3



学校教育法81条は、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育についての規定です。81条第2項は、特別支援学級の設置についての規定です。

### スライド4



学校教育法81条で「その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒」の規定は、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいの幼児、児童及び生徒を指しています。

3 参考資料を配付して、特別支援教育について理解を深める。

## 研修内容Ⅰ 特別支援教育とは

### (2) 特別な支援を必要とする子どもを「特別」にしない特別支援教育の理念

## 特別支援教育を「特別」にしない学校経営

準 備 啓発DVD / CD

#### < 動機付け >

「特別支援教育」は、「特殊教育」の看板が掛け替わっただけではありません。「特別支援教育」では、「特別な支援を必要としている子を特別扱いにする」という発想ではありません。

#### < 理 解 >

「特別な支援を必要とする子どもを特別扱いにする」という対応ではなく、個に応じた指導に関する基本的な理解が必要となります。

#### < 扱 う 内 容 >

特別支援教育を「特別」にしない学校経営

#### < 押さえない内容 >

「特別にしない」とは、子どもの日常生活・学校生活を基本にして理解し、対応することである。

子どもの言動を気にかける：思いを寄せる

親が子どもを理解できるような支援を行う：親への共感

関係者への労いと当たり前の対応を探る：良いところ探し

社会的な役割を理解する：社会で生きる力の育成

#### < 参 考 資 料 >

啓発DVD / CD DVD 「特別支援教育就学指導協議会（H20.6.6）講演」

演題 特別支援教育を「特別」にしない学校経営

講師 田中康雄 氏

北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター - 教授  
児童精神科医

#### < 研修の手順 >

1 啓発DVD / CDのDVD 「特別支援教育就学指導協議会（H20.6.5）講演」を開く。

2 講演「特別支援教育を「特別」にしない学校経営について」を視聴する。

(3) 特別支援教育のポイント

## 特別支援教育における三種の神器

準 備 啓発DVD / CD

### < 動機付け >

「特別支援教育」は、従来の「特殊教育」の培ってきた成果をもとに、新たな理念を付加して、その充実を目指します。特別支援教育のポイントについての基本的な理解が必要です。

### < 理 解 >

「特別支援教育」を充実させていくためには、それを推進していくための組織と具体的な手だて、いわゆる「特別支援教育の三種の神器」についての理解が必要です。特別支援教育を推進していくための仕組みと手だてについて理解しましょう。

### < 扱 う 内 容 >

特別支援教育における三種の神器

### < 押さえない内容 >

特別支援教育を充実させていくための新たなポイントは、  
個別の教育支援計画  
特別支援教育コ - ディネ - タ -  
特別支援連携協議会  
である。

### < 参 考 資 料 >

啓発DVD / CD CD「資料編」3 文部科学省資料 (PDF版)

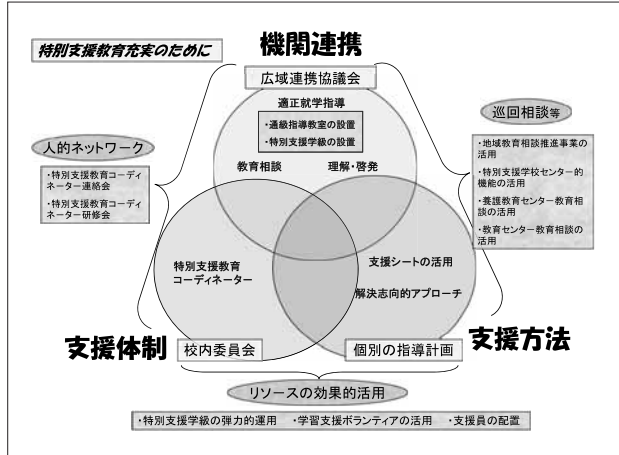
- 5 「ガイドライン (試案)」
- 7 「通級指導教室17文科初第1178号」
- 8 「通級指導教室文科省告示第54号」
- 9 「通級指導教室文科省令第22号」
- 10 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)」

### < 研修の手順 >

- 1 啓発DVD / CDのCD「資料集」1 研修用プレゼンテーション「特別支援教育における三種の神器」を開く。
- 2 特別支援教育を推進していくための仕組みと手だてについて理解する。



スライド 1

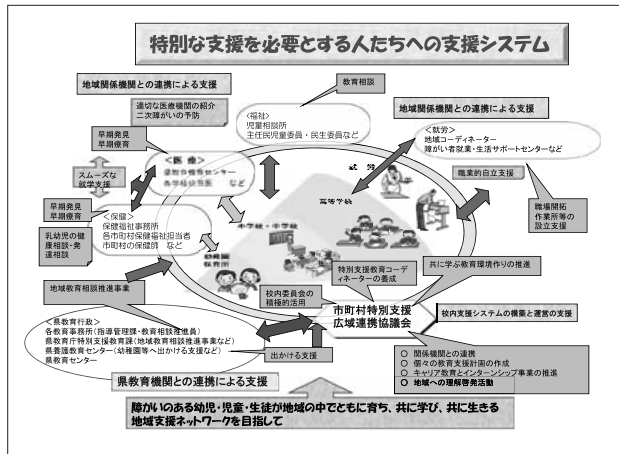


特別支援教育を充実させていくためには、校内における支援体制 支援を充実させていくための支援方法 関係機関との連携 が必要です。

校内支援体制では、特別支援教育コ-ディネ-タ-を中心とした校内委員会を整備し機能させる必要があります。支援方法では、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、個々の幼児児童生徒の教育的ニ-ズを明確にしていくことが重要です。

関係機関の連携では、学校のみならず、保護者、医療、保健福祉等の関係機関等と連携し、支援していくことが重要です。

スライド 2



幼児児童生徒のライフステ-ジに応じ、地域の関係機関と連携した支援体制を整備していく必要があります。

地域にどのような関係機関があるのかを整理し、支援マップ等を作成して試みることから始めてみましょう。

スライド 3

**特別支援教育を推進するためのツール(提案)**  
**教育支援計画(試案)** 通常学級に在籍する児童生徒への支援のために

氏名	学年	教育支援計画	
		記入者	担当
本人・保護者から		当該児童や児童等の関係者からの依頼	
本人・保護者から (※家族の都合など)		本人・保護者からの依頼	
先生面		校内における検討(個人の実況・環境への配慮) (必要に応じて)必要支援(指導) 必要に応じて(指導員・担当者) 実施(年・月・日)	
学習面		支援策検討 ①	
社会性・対人関係		支援策検討 ②	
学年面への引き継ぎ		本人・保護者への説明 実施 年 月 日 実施 年 月 日	

個別の教育支援計画を作成するために、課題が何であるのかを整理することが重要です。特別支援教育コ-ディネ-タ-を中心に、校内委員会を開催し、チ-ムで取り組んでみましょう。課題整理のためには、左記のようなシ-トの活用が有効です。

スライド4

**支援策検討①**

支援策検討シート①

	気になること (支援の必要など)	いいところ (支援に生かすこと)
生活面	付箋に書き出す	
学習面		
社会性・対人関係		

考えられる課題やうまくいっている事例等の情報を付箋に書き、KJ法を活用して、整理していきましょう。

スライド5

**支援策検討②**

支援策検討シート②

	授業者レベルで実施可能	学校ぐるみで実施可能	学校外の関係者の協力を待って実施可能
授業者レベルで実施可能			
学校ぐるみで実施可能			
学校外の関係者の協力を待って実施可能			

付箋に書き出し、位置つける

教育事務所で行っている「地域教育相談推進事業」の巡回相談員等の外部の専門家を活用して、課題の整理を行ってみることも可能です。

スライド6

LD等の通級指導教室

通常の学級

**個別の指導計画**

通級指導教室

指導内容

- SST
- ストレスマネジメント
- 教科の補充指導
- 自立活動

指導形態

- 少人数指導
- 個別の指導
- T.Tの指導

指導内容	標準年間指導時数
自立活動及び教科指導の補充	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度) ILD等：年間10～280単位時間 (月1～週8単位時間程度)

LD等の通級指導教室

通常の学級

学習の理解に偏りが著しい子

集中しにくい子

通常の学級に在籍している児童生徒に対して、教育上の困難を克服するための制度として、通級指導教室があります。市町村教育委員会の就学指導において、通級指導の必要性について判断し、通級指導教室において専門性の高い教員により、「個別の指導計画」を作成し、個々の児童生徒に応じた教育課程を編成し、指導します。

(4) 校内における特別支援教育の推進役

## 特別支援教育コーディネーターを中心に

準 備 啓発DVD / CD

### < 動機付け >

校内における「特別支援教育」の推進役は、「特別支援教育コ-ディネ-タ-」です。特別支援教育コ-ディネ-タ-を中心に、校内全ての教員で支援するための校内体制を確立することで、自校の「特別支援教育」が充実します。

### < 理 解 >

「特別支援教育コ-ディネ-タ-」の役割を全ての教員が理解し、お互いが協力して、校内委員会を活発にしていけることが重要です。全ての教員が「特別支援教育コ-ディネ-タ-」についての基礎的な理解が必要です。

### < 扱 う 内 容 >

特別支援教育コ-ディネ-タ-の役割

### < 押さえない内容 >

校内における特別支援教育の推進には、特別支援教育コーディネーターの役割が大変重要である。支援を必要としている幼児児童生徒の「困り感」に共感して、どのような支援が必要なのか、支援を具体的にどのように行っていくのか、校内（園内）の特別支援教育をうまくプロデュースする。

### < 参 考 資 料 >

啓発DVD / CD CD「資料編」3 文部科学省資料（PDF版）

5 「ガイドライン（試案）」

11 「ボランティア活用事例集」

### < 研修の手順 >

1 啓発DVD / CDのCD「資料集」1 研修用プレゼンテーション「特別支援教育コ-ディネ-タ-の役割」を開く。

2 特別支援教育コ-ディネ-タ-の役割についての基本的内容について理解する。

スライド1



校内における特別支援教育の推進には、特別支援教育コーディネーターの役割が大変重要です。支援を必要としている生徒の「困り感」に共感して、どのような支援が必要なのか、支援を具体的にどのように行っていくのか、校内(園内)の特別支援教育をうまくコーディネートしていきましょう。

スライド2



「何か気になる」「今までのやり方では、どうもうまくいかない」「どこか他の子と違うけど具体的にはわからない」「私のやり方がわるいのかしら・・・」「私の見方が間違っているのかしら？親から何も相談もないし、・・・」と思うことはありませんか。

スライド3



校内(園内)委員会で「気になる幼児児童生徒」への対応策について話し合います。具体的に「誰がいつどのような支援を行うのか」を中心に、「個別の指導計画」を作成します。大きな変化をねらうのではなく、直ぐに取り組むことができる小さな変化をねらうのがポイントです。

スライド4



幼児児童生徒の認知スタイルの特性など「いいところ」に注目して、どんなときにうまくいくのかを考えることで、具体的な対応策を考えることができます。

スライド5



校内（園内）でだれが支援するのかを明らかにします。少ない人的資源を校内（園内）でいかに工夫して生み出すかがコーディネーターの腕の見せ所です。

スライド6



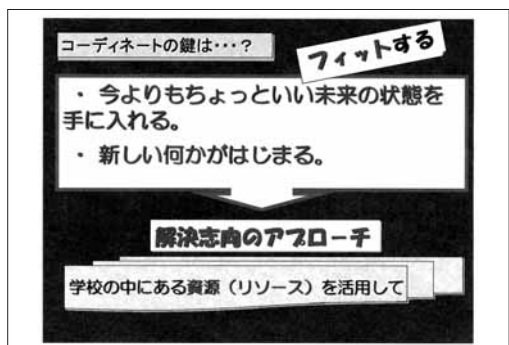
校内（園内）委員会での支援に行き詰まったときは、校外（園外）の資源を活用します。コーディネーターは「地域教育相談推進事業」や「特別支援学校の地域支援部」などと連携する窓口となります。地域にある資源と校内（園内）の資源をいかに効果的につなぐかがコーディネーターの腕の見せ所です。

スライド7



特別支援教育支援員や学習支援ボランティアの活用もできます。教育事務所や市町村教育委員会にいるボランティアコーディネーターと連携して、人的資源を生み出すことが可能です。

スライド8



できることから始めましょう。

(5) 特別支援教育における校内支援体制整備

## 特別支援教育支援員の活用

準 備 啓発DVD / CD

### < 動機付け >

校内における「特別支援教育」の充実のためには、担任一人ではなく、組織で取り組むことが重要です。特別な支援を必要としている子どもに対して、学級における環境を整えていくための一つに「特別支援教育支援員」の制度があります。特別支援教育支援員の効果的な活用について理解することは、自校における支援の充実につながります。

### < 理 解 >

「特別支援教育支援員」の役割と活用についての理解が必要です。「特別支援教育支援員」と担任が連携し、支援を必要としている幼児児童生徒の教室における環境を整えていくための具体的な方法について理解が必要です。

### < 扱 う 内 容 >

特別支援教育支援員の役割

### < 押さえない内容 >

特別支援教育支援員は、幼稚園、小・中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対して支援を行う者で、国から市町村に地方財政措置により制度化されている。特別支援教育支援員の主な任務は以下のとおりである。

学校教育活動上の日常生活の介助

食事、排泄などの補助

車いすでの教室移動補助 など

学習活動上のサポート

LDの児童生徒に対する学習支援

ADHDの児童生徒等に対する安全確保 など

### < 参 考 資 料 >

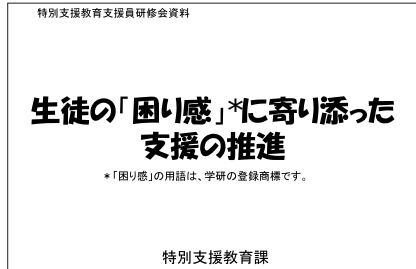
啓発DVD / CD CD「資料編」3 文部科学省資料 (PDF版)

3 「特別支援教育支援員を活用するために」

## < 研修の手順 >

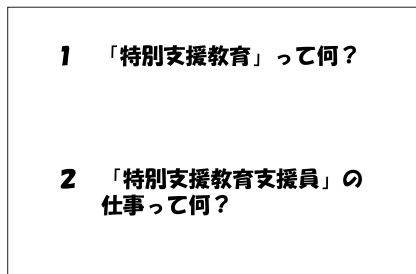
- 1 啓発DVD / CDのCD「資料集」1 研修用プレゼンテーション「特別支援教育支援員の役割」を開く。
- 2 特別支援教育支援員の役割について理解する。

### スライド1



特別支援教育支援員と担任とが連携して、幼児児童生徒の「困り感」に寄り添って支援していくことが重要です。

### スライド2



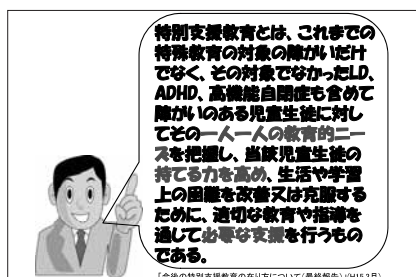
校内において、特別支援教育支援員と教員が共に特別支援教育についての理解を深めていくことが必要です。

### スライド3



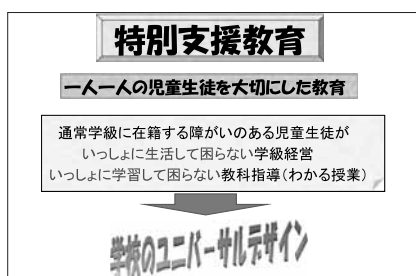
「特別支援教育」は、従来の「特殊教育」の名前が変わっただけではありません。その内容については、研修(1)特別支援教育の理念の転換を参考にしましょう。

### スライド4



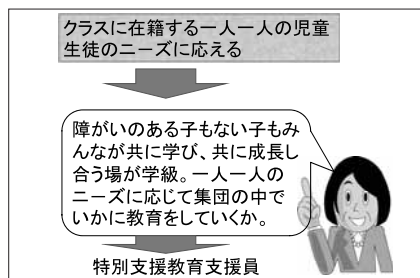
平成15年3月に文部科学省から出された「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(H15.3月)には、特別支援教育についての定義が書かれています。

### スライド5



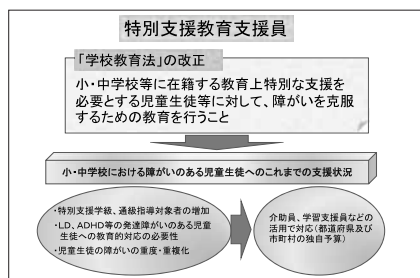
「特別支援教育」は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じる教育であり、障がいのあるなしにかかわらず、学校のユニバーサルデザイン化につながる考え方です。

### スライド6



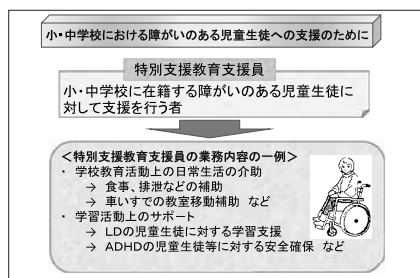
特別支援教育支援員は、学級という集団の中で、一人一人の幼児児童生徒の個々のニーズに応じ、教育環境を充実させるための人的配置です。

### スライド7



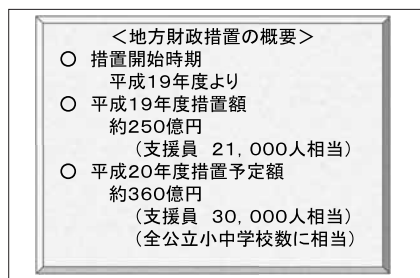
特別支援教育支援員の制度の根底には、学校教育法が一部改正され、平成19年4月から「特別支援教育」がスタートしたことにあります。市町村においては、以前より支援員や介助員を市町村独自の予算で対応していた経緯があり、その必要性から平成19年度より国における地方財政措置となりました。

### スライド8



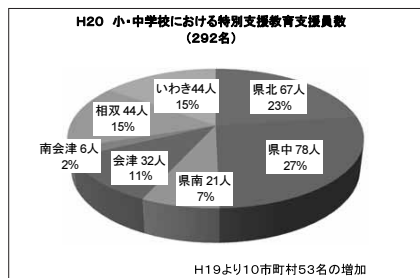
特別支援教育支援員の役割は、幼稚園、小・中学校に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対して支援を行うことです。通常の学級のみならず、特別支援学級においても、支援を必要としている幼児児童生徒のニーズに応じた支援を行います。

### スライド9



特別支援教育支援員の経費は、平成19年度より、小・中学校に特別支援教育支援員を配置するために、国から市町村教育委員会へ地方財政措置がとられています。平成21年度からは、新たに公立幼稚園への特別支援教育支援員の配置についても、地方財政措置の対象となっています。

### スライド10




平成21年度は、県内で352名の特別支援教育支援員を市町村教育委員会で配置しました。



スライド11

落ち着きがなく、多動である。

手足をそわそわ動かしたり、着席していてもじもじしたりする。  
授業中座っているべき時に、席を離れてしまう。  
教室から勝手に出てしまう。  
過度にしゃべる。



↓

どんな支援が必要でしょうか？

特別支援教育コ-ディネ-タ-を中心として、校内委員会において、支援を必要としている幼児児童生徒の課題を明確にして、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」をもとに、具体的に特別支援教育支援員と担任との役割を明確にした支援を行っていくことが重要です。

スライド12

障がいのある子もいない子もみんなが共に学び、共に成長し合う場が学級。一人一人のニーズに応じて集団の中でいかに教育をしていくか。

↓


学級全体には？

↓

伝わりにくい子どもに対して

↓

個別には？



特別支援教育支援員が、支援を必要としている幼児児童生徒を学級集団から取り出して、「特別扱い」にした指導を行うのではなく、学級全体の環境を整え、支援を必要としている幼児児童生徒が学級集団の中で、自己の持つ力を高めていくことができるように個別の支援を行っていくことが重要です。

スライド13

個別には？



そのため「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」をもとに、特別支援教育支援員がどのような支援を行うのかを明らかにしておくことが大切です。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成については、研修内容Ⅱ「個別の教育支援計画」を参照してください。

スライド14

具体的な方法を子どもと一緒に考える。

↓

うまくいく環境をつくる。 特別支援教育の視点

↓

うまくいったことは、本人のがんばり

↓


イケてる！

↓

ほめられることで、自信へ 学級経営の視点

↓

喜びをクラスみんなで共有



個別の対応と集団における環境調整と併せて、幼児児童生徒の実態に合った支援策を明らかにし、幼児児童生徒の自尊感情を高めていくことで、集団への適応力も高まっていきます。

スライド15

特別な支援を必要とする児童・生徒のために考えられた支援策

↓

何となく気になる子

↓

特別な支援を必要とする児童・生徒の自尊感情を低下させることなく

↓

当該児童・生徒を特別扱いにしない学級作りも可能

↓

クラス全体で共有



「特別支援教育」は、支援を必要としている幼児児童生徒を「特別扱い」する教育ではなく、集団においていかに個々の幼児児童生徒がお互いを認め合い、生きる力を高めていくことができるかという教育です。

(6) 福島県における特別支援教育の現状

## 福島県の特別支援教育について

準 備 啓発DVD / CD

< 動機付け >

教師には、本県における「特別支援教育」の現状について、県内にある県立特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等の制度についての理解が必要です。

< 理 解 >

福島県の「特別支援教育」に関する平成20年度におけるデータをもとに、県内の特別支援教育の現状について理解します。

< 扱う内容 >

福島県の特別支援教育

< 押さえない内容 >

福島県の特別支援教育は、平成15年度より「共に学ぶ環境づくり」をその基本理念として推進してきた。

平成21年9月、福島県学校教育審議会より「今後の特別支援教育の在り方について～『地域で共に学び、共に生きる教育』を目指して～」の答申が県教育委員会に出され、今後の本県の目指す特別支援教育の理念として、「地域で共に学び、共に生きる教育」が基本理念として示された。

< 参考資料 >

啓発DVD / CD CD「資料編」3 文部科学省資料 (PDF版)

- 1 - 1 パンフレット「特別支援教育について」(その1)
- 1 - 2 パンフレット「特別支援教育について」(その2)
- 2 「特別支援教育の推進について (通知)」
- 12 「発達障がい」の用語の使用について (参考)

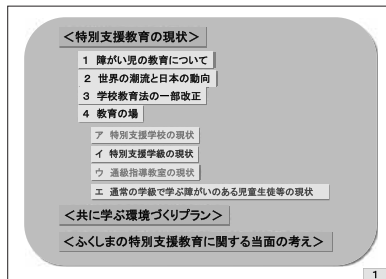
うつくしまふくしま 教育ニュース 第34号 (2009.10月)

福島県学校教育審議会 (答申)「今後の特別支援教育の在り方について～『地域で共に学び、共に生きる教育』を目指して～」(2009.9.18)

## < 研修の手順 >

- 1 啓発DVD / CDのCD「資料集」1 研修用プレゼンテーション「福島県の特別支援教育」を開く。
- 2 福島県の特別支援教育の内容について理解する。

### スライド1



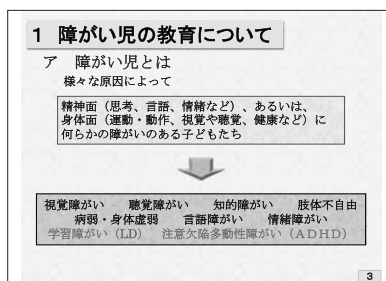
本県の「特別支援教育の現状」と「共に学ぶ環境づくりプラン」及び「ふくしまの特別支援教育に関する当面の考え」の3点について、説明します。

### スライド2



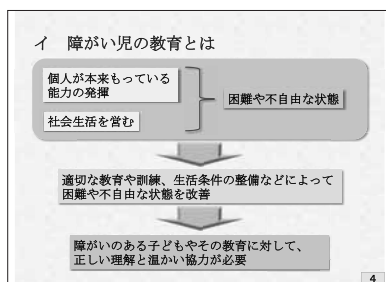
まず最初に「障がい児の教育」について説明します。

### スライド3



障がい児とは、さまざまな原因によって、精神面や身体面に何らかの障がいのある子どもたちで、障がいの種類としては、従来の「視覚障がい」や「聴覚障がい」、「知的障がい」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「言語障がい」、「情緒障がい」に加えて、最近では、「学習障がい」や「注意欠陥多動性障がい」などの「発達障がい」も含まれています。

### スライド4



障がい児は、個人が本来持っている能力を発揮し、学校生活や社会生活を営むことが困難な状態にあったり、不自由な状態にあったりすることが多いのですが、適切な教育や生活条件の整備（例えば、「肢体不自由」があれば、車いす等が自由に動けるユニバーサルデザイン的な環境の整備）などがあれば、その状態を改善することができるといえます。そのため、障がいのある子どもやその教育について、関係者はもちろん県民の正しい理解と温かい支援・協力が不可欠となります。

## スライド5

**2 世界の潮流と日本の動向**

<世界の潮流>  
 特別なニーズ教育に関する世界会議(スペイン サラマンカ)H6  
 「障がいの有無にかかわらず全ての子どもを対象として、一人一人の特別なニーズに応じて教育を行うべき」  
 A School for All(万人のための一つの学校)

<日本の動向>  
 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申(日17.12)を受けて  
 学校教育法の一部改正(平成19年4月1日施行)  
 学校教育法施行令の一部改正(平成19年4月1日施行)

次に、「国内外の特別支援教育に関する動向及び背景」についてですが、「サラマンカ宣言」等では、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルージョンの考え方を推進することが述べてあります。これらの動きを踏まえて近年、わが国においても、「学校教育法の一部改正」をはじめに、特別支援教育に関する様々な法改正がなされたところです。

## スライド6

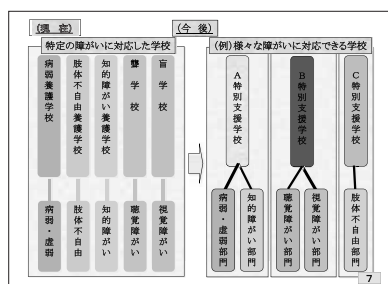
**3 学校教育法の一部改正**  
 学校教育法の改正のポイント

① 障がい種ごとの盲学校、聾学校、養護学校  
 障がい種別を超えた特別支援学校  
**田舎田**

特に、平成19年4月に施行された「学校教育法の一部改正」では、主な改正点は、三点ありました。

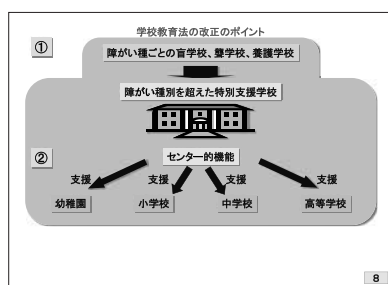
一つ目は、複数の障がいに対応した教育を実施できる「特別支援学校」の制度が創設されました。

## スライド7



これは、従来、一つの障がいに対応する一つの学校、例えば、「視覚障がい」であれば、「盲学校」といったように、学校教育が、特定の障がいに対応していたものが、これからは、様々な障がいに対応できるような「特別支援学校」を法律上、設置することが可能になったということです。一つの特別支援学校で、どの障がい部門を、いくつ担うか、これまで通りとするかは、設置者つまり県立であれば、県の教育委員会に任されています。

## スライド8



二つ目は、特別支援学校においては、小・中学校、高等学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒の教育について助言援助を行うなど、地域のセンター的役割を果たすことが規定されました。

## スライド9

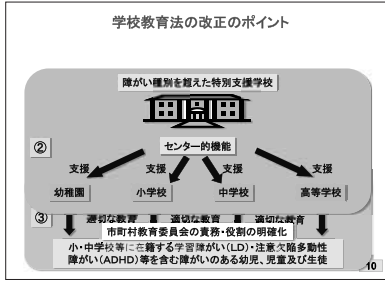
地域における特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校

今後求められるセンター的機能

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児・児童及び生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

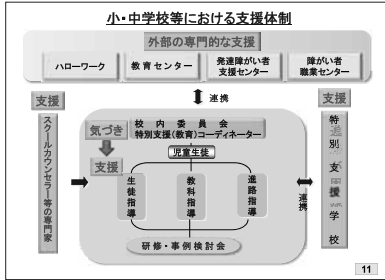
センタ - 的機能につきましては、これまで、盲・聾・養護学校が実施してきた教育相談を拡充し、特別支援学校のひとつの機能として実施することが明確化されました。今後求められるセンタ - 的機能として、次の6点が示されています。

スライド10



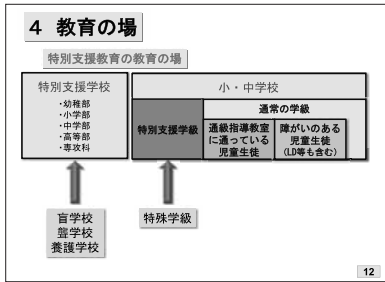
三つ目は、「小・中学校、高等学校等の障がいのある児童生徒等に対して適切な教育を行わなければならない」とし、特に、小・中学校やその設置者である市町村教育委員会の責務・役割が明確になったことです。

スライド11



こうした法改正を受け、小・中学校等では、障がいのある児童生徒等を含めた特別な支援を必要とする児童生徒等を支援するために、特別支援教育コ-ディネ-タ-を中心とした校内支援体制を整備し、関係機関と連携した支援を進めることが重要であると述べられています。

スライド12



次に、特別支援教育の「教育の場」ですが、まず特別支援学校があります。これは、従来「盲学校、聾学校、養護学校」と呼ばれていました。平成21年度現在、本県におきましては校名の変更はしていません。次に、小・中学校におきましては、「特別支援学級」があります。これは、従来「特殊学級」と呼ばれていました。また、小・中学校には、「通級指導教室」があります。普段は通常の学級に在籍し、必要な指導を通級により受けています。さらに、近年では、小・中学校の「通常の学級」に、「学習障がい」や「注意欠陥多動性障がい」といったいわゆる「発達障がい」を含む障がいのある児童生徒が在籍しています。

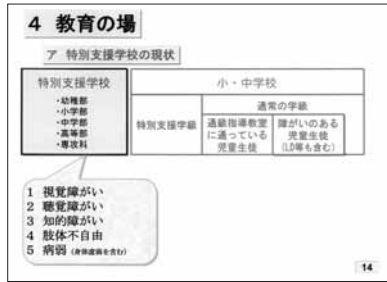
スライド13



このグラフは、平成20年度の特別支援学校等への就学状況を示したものです。特別支援学校には、幼稚部から高等部、専攻科まで併せて、2,033名、小・中学校の特別支援学級には、1,675名が在籍しています。また、通級指導教室には、511名が通っています。

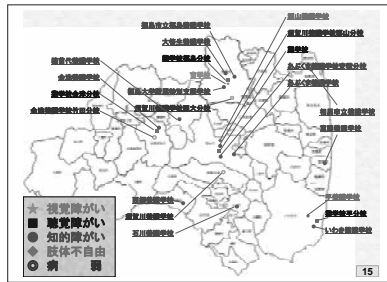
平成21年度は、特別支援学校には、2,080名、小・中学校の特別支援学級には、1,782名、通級指導教室には、549名が通っています。

スライド14



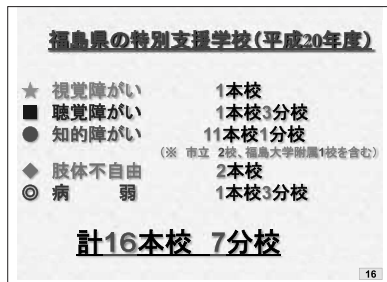
それでは、もう少し学校種ごとに詳しく説明します。まず、「特別支援学校」には、「視覚障がい」、「聴覚障がい」、「知的障がい」、「肢体不自由」、「病弱」の5つの学校種があります。特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、さらに、盲学校には「専攻科」、聾学校には「幼稚部」が設けられています。

スライド15



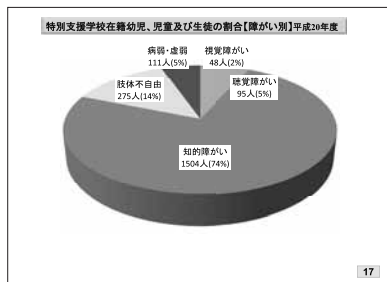
平成20年度における「特別支援学校」の県内の設置状況です。福島大学附属特別支援学校と市立の特別支援学校2校が含まれています。(相馬市立養護学校は、平成22年4月より県立相馬養護学校となります。)

スライド16



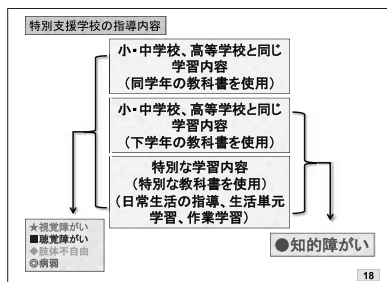
以上、まとめますと、本県には、16の本校、7つの分校、計23の特別支援学校が設置されています。

スライド17



次に、平成20年度における特別支援学校の各障がい種ごとに在籍している児童生徒等の割合を示します。「知的障がい特別支援学校」に学ぶ児童生徒が、1,504名と全体の約4分の3を占め、次いで、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「聴覚障がい」、「視覚障がい」の順になっています。平成21年度においては「知的障がい特別支援学校」には1,542名の児童生徒が学んでいます。

スライド18



特別支援学校は、児童生徒等の特性や実態に応じた学習内容により、指導がなされています。視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の障がい種では、同学年の教科書を使用して、小・中学校、高等学校と同じ学習内容を学ぶ指導から、知的障がいのある児童生徒のための特別な学習内容で学ぶ指導まで、幅広い対応が求められています。また、知的障がいでは、特別な教科書を使用して学ぶ指導から、日常生活の指導、生活単元学習といった特別な学習内容を学ぶ児童生徒がいます。

スライド19

**特別支援学校の主な特徴**

- 1 少人数の学級で専門家による教育の実施
  - ・通常の学級……小・中学部6人以内、高等部8人以内
  - ・重複障がい学級……小・中学部3人以内、高等部3人以内
- 2 障がいの程度重い子どもへの訪問教育の実施
  - ・教員が家庭に訪問して個別的教育を実施
- 3 看護師を配置して医療的ケアの実施
  - ・日常的に医療面でのケアが必要な子どもへの対応

※ 盲学校では、三療(鍼・灸・あん摩)の学習  
・国家資格取得のために専攻科で専門的な対応

19

特別支援学校の主な特徴ですが、児童生徒等の実態や特性に応じて、一つの学級が3名から8名程度の少人数の学級で編制されています。また、障がいの状態が重く、毎日の通学が困難な児童生徒に対しては、教員が各家庭を訪問し、家庭の中でマン・ツー・マンによる指導を行う、訪問教育を実施しています。さらに、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍している学校には、看護師を配置し、医療的ケアを実施しており、授業中でもすぐにケアを受けられる体制になっています。盲学校には、高等部保健医療科、専攻科理療科が設置され、鍼・灸・あん摩の国家資格取得のため、実習を含めた指導をしています。

スライド20

**4 教育の場**

イ 特別支援学級の現状

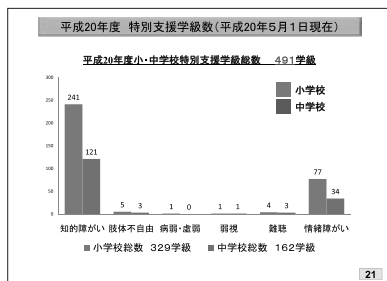
特別支援学校 ・幼稚園 ・小学部 ・中学部 ・高等部 ・専攻科	小・中学校 特別支援学級
--	-----------------

- 1 視覚障がい
- 2 聴覚障がい
- 3 知的障がい
- 4 肢体不自由
- 5 病弱者 (身体障害者を含む)
- 1 知的障がい
- 2 肢体不自由
- 3 病弱・身体虚弱
- 4 弱視
- 5 難聴
- 6 言語障がい
- 7 重複障がい

20

次に、小・中学校の「特別支援学級」の現状について説明いたします。「特別支援学級」では、障がいの状態が比較的軽度な児童生徒が学んでいます。「特別支援学級」の対象になる障がいは、「知的障がい」等、7つあります。

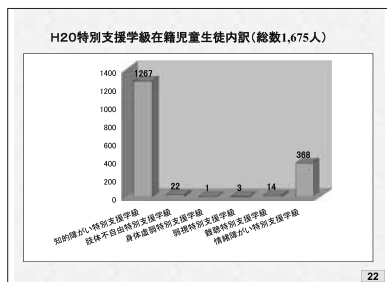
スライド21



このグラフは、平成20年度の「特別支援学級」を障がい別にまとめたものです。小学校には329学級、中学校には162学級、計491学級が設置されています。

平成21年度は、小学校には333学級、中学校には177学級、計510学級と19学級増加しています。

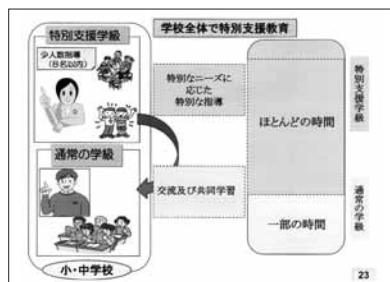
スライド22



このグラフは、平成20年度の小・中学校の特別支援学級在籍者の内訳を表したものです。総数1,675名が在籍し、「知的障がい特別支援学級」に1,267名、次に「情緒障がい特別支援学級」に368名が在籍しています。特別支援学級の学級数及び児童生徒数は年々増加しています。

平成21年度は、小・中学校の特別支援学級には、1,782名が在籍し、「知的障がい特別支援学級」に1,342名、次に「情緒障がい特別支援学級」に398名が在籍しています。

スライド23



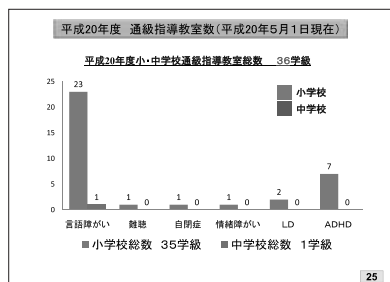
「特別支援学級」に在籍する児童生徒は、障がいに応じて、ほとんどの時間を「特別支援学級」で専門教員による少人数指導を受け、一部の時間を「交流及び共同学習」として、「通常の学級」で学んでいます。

スライド24



「通級指導教室」には、「言語障がい通級指導教室」等、7種類があります。在籍している学校に通級指導教室が設置されていない場合は、他校の「通級指導教室」に通って指導を受けています。

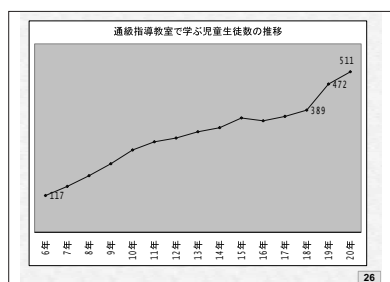
スライド25



このように、「通級指導教室」の対象となる障がいの範囲が広がったことから、平成20年度で、6種類で36の通級指導教室が設置されております。

平成21年度は、6種類で39の通級指導教室が設置されております。

スライド26

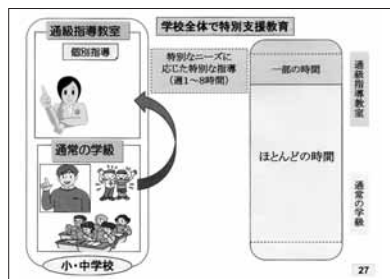


次のグラフは、平成20年度までにおける小・中学校の「通級指導教室」で学ぶ児童生徒数の推移を表したものです。

平成20年度は511名、平成21年度は549名となっています。

なお、平成19年度は、主に、ADHD（注意欠陥多動性障がい）の通級指導教室が新たに設置されたことから、急増しています。

スライド27



通級指導教室は、障がいの状態が比較的軽い児童生徒であり、ほとんどの時間を「通常の学級」で学びながら、一部の時間、その障がいを克服・改善するため専門性の高い教員による個別指導を、「通級指導教室」に通って受けています。



スライド28

**4 教育の場**

エ 通常の学級で学ぶ障がい児等

特別支援学校 ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・高等部 ・専攻科	小・中学校 特別支援学級 通常の学級	障がいのある児童生徒 (LD等も含む)
--	--------------------------	---------------------

28

以上が、障がいのある児童生徒の教育の場でありますが、近年、通常の学級にも、障がいのある児童生徒の他に、特別な支援を必要としている子どもたちが在籍しています。

スライド29

**通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒数**

調査：小・中学校 H17年2月実施  
高等学校 H20年6月実施

	学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合(%) (実人数)	通常の学級に在籍する児童生徒総数(人)
小学校	4.8% (6,079人)	127,284人
中学校	2.6% (1,773人)	68,561人
小・中全体	4.0% (7,852人)	195,845人
高等学校	1.6% (833人)	52,215人

29

この表は、本県が、平成17年2月、平成20年6月に県内全ての公立小・中学校、県立高等学校において実施した調査結果です。内容は、小・中学校、高等学校の「通常の学級」に在籍している児童生徒のうち、「学習面か行動面で著しい困難を示す子ども」の数を調査しました。その結果、小学校の通常の学級に4.8%、中学校で2.6%、全体では4%、高等学校で1.6%の割合で在籍する可能性があることがあきらかになりました。この中には、「発達障がい」と呼ばれる子どもたちも含まれている可能性があります。このような「通常の学級」に在籍する「特別な支援を必要とする児童生徒」に対する新たな支援が始まっていますので、次の図で説明します。

スライド30



「通常の学級」に在籍する「特別な支援を必要とする児童生徒」への支援を含め、小・中学校の特別支援教育を充実させるために、平成19年度より新たに、「特別支援教育支援員」が地方財政措置され、県内の市町村教育委員会で配置が進められています。特別支援教育支援員の業務ですが、小・中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対して、「日常生活の介助」や「学習上のサポート」を行っています。この財政措置は、平成19年度から新たに設けられたものであり、平成21年度は公立幼稚園に、さらに拡大されました。

スライド31

**2 教育の場 エ 通常の学級**

**通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒数(調査)**

	学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合(%) (実人数)	通常の学級に在籍する児童生徒総数(実人数)
小学校	4.8% (6,079人)	127,284人
中学校	2.6% (1,773人)	68,561人
全体	4.0% (7,852人)	195,845人
文科省	6.8% (* 調査対象人数:41,679人)	

☆学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合(実人数)  
調査:平成20年6月実施

高等学校 1.6% (833人)  
(調査対象生徒総数 52,215人)

31

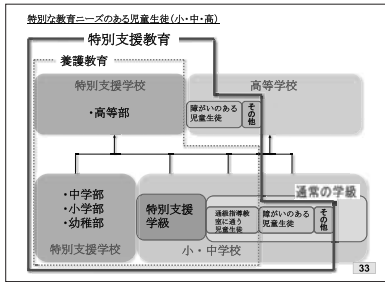
この小・中学校の「通常の学級」で学んでいる「特別な支援を必要とする児童生徒」たちは、本県の高等学校の進学率が約98%であることから、その多くが、高等学校に進学していることとなります。高等学校においても、1.6%の「特別な支援を必要とする生徒」が在籍している可能性があり、このような生徒に対する支援が、緊急的な課題となっております。

スライド32



本県では、現在、モデル的に小野高等学校、会津農林高校、相馬農業高校と川俣高等学校で高等学校における特別支援教育のあり方について、実践的な研究に取り組んできました。今後全県的な課題として取り組む必要があると考えています。

スライド33



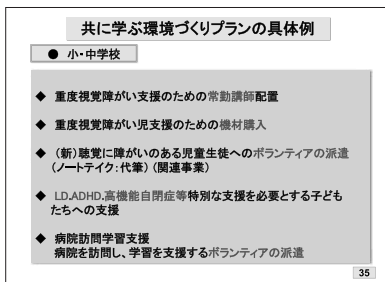
これまで説明したことをまとめますと、従来は、「特別支援学校」や小・中学校の「特別支援学級」や「通級指導教室」で学ぶ子どもの支援が「養護教育」でした。これからは、「通常の学級」に在籍している「発達障がい」を含む障がいのある子どもたちや、また、「その他」の周辺の子どもたちも「特別な教育的ニーズのある子ども」として支援していく必要があります。このことは、「特別支援学校」や「特別支援学級」、「通級指導教室」といった特別の場での教育を行う「養護教育」から、教育の場を問わず児童生徒一人一人のニーズに合わせて幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの場において行う「特別支援教育」への変換が、求められていることとなります。以上が、「特別支援教育の現状」についての説明です。

スライド34



本県では、これまで障がいのある児童生徒等が、「地域の中で共に学び、共に育つ」ことができるよう「共に学ぶ環境づくりプラン」を策定しており、様々な取り組みを行っています。

スライド35



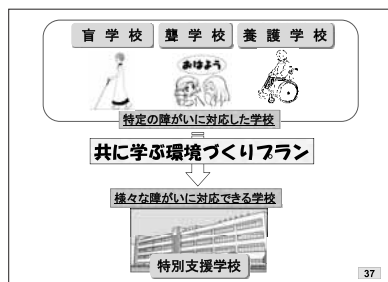
具体例の一つを示しますと、小・中学校では、全盲の児童が地域の小・中学校で学ぶ場合、支援教員を配置し支援をします。また、拡大読書機などの専用の機材を県で購入し、貸し出しています。このように、「共に学ぶ環境づくり」を基本理念として、本県特別支援教育の充実を図っていくために、平成19年3月に「ふくしまの特別支援教育に関する当面の考え」をまとめました。

スライド36



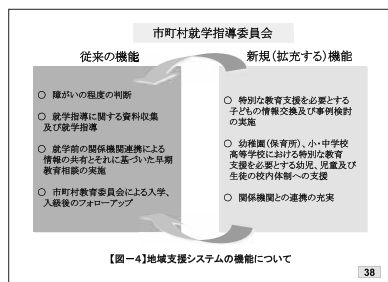
それでは、当面の考え（平成19年4月から平成22年3月）について簡単に説明します。

スライド37



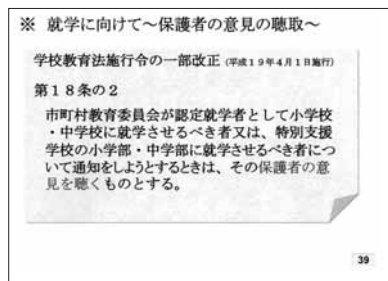
学校教育法の一部改正に従い、今後は「共に学ぶ環境づくり」をさらに推進するため、本県の各「盲・聾・養護学校」が、「特別支援学校」として、どの障がいに対応していくのが、課題となっています。

スライド38



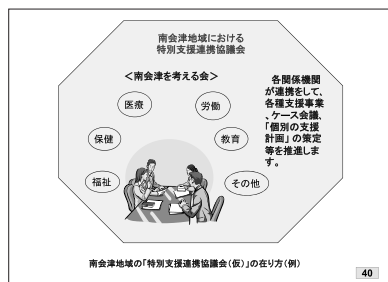
また、小・中学校等での特別支援教育を充実させていくために、市町村教育委員会の責務と役割が重要になります。これまで各市町村に設置されている就学指導審議会の就学指導機能に、LD等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援方法等の助言など、従来の機能とは異なる教育支援の機能を加え、教育、医療、保健、福祉、労働等の連携を基本として体制を充実させることが求められています。すなわち、市町村における特別支援教育体制の整備をどのように推進していくかが今後の課題といえます。

スライド39



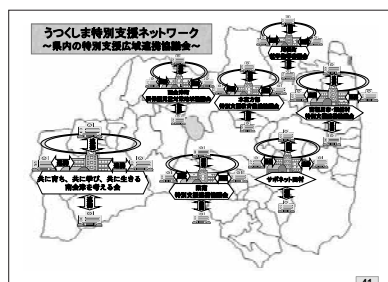
なお、これまで、障がいのある子どもたちは、専門家の意見を聴き、原則として障がいの状態等により就学先が決められていました。しかし、平成19年4月施行の学校教育法施行令では、「障がいが高く、特別支援学校適と判断され、小・中学校に就学させる場合や特別支援学校に入学させる場合、その保護者の意見を聴く」ことが義務づけられました。このように、保護者の意向が重視されるようになり、就学先は多種多様になっております。

スライド40



こうした課題に対して、県内では、「地域における特別支援教育体制づくり」にすでに取り組み始めている地域もあります。例えば、南会津地域では、南会津地域の市町村が連携し、南会津地域における特別支援連携協議会を設置し、関係機関が連携して地域における特別支援教育を推進しています。南会津地域のみならず、他地域においても、地域の特徴を生かし、関係機関との連携や体制づくりが進められています。

スライド41



平成16年度には、文部科学省委嘱事業「特別支援教育体制モデル事業」で、「川俣町就学指導審議会」が、平成17年度からは、文部科学省委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」で、平成17年度に南会津地域、平成18年度に田村地域、平成19年に南相馬・飯館地域、平成20年度に県南地域で、特別支援広域連携協議会が設置されました。また、平成17～18年度の2年間、県単独事業「特別支援教育地域体制推進モデル事業」で「本宮方部特別支援教育推進協議会」を設置しました。また、市町村が独自に、連携協議会を設置した例もあります。西会津町は、保健・福祉の組織をもとに「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。こういった取組みが、それぞれの市町村単位で少しずつ進められてきています。

スライド42



平成21年9月には、今後の特別支援教育の在り方について、福島県学校教育審議会の答申が出されました。県教育委員会は、基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現を目指し、市町村教育委員会と連携協力の下、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒を含め、特別な支援を必要とする子どもたちが自立に向けて適切な指導と必要な支援を受けることができる体制整備に努めることが示されました。

## ＜基本理念＞「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進

子どもたちは、障がいのあるなしにかかわらず、地域に支えられ、地域を支える一員として生きていくことが期待されていることから、地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、地域の関係機関による連携した支援の下、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指す。

### ＜就学前＞

- 一貫した支援を行うために、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」等各種計画の作成と活用を行う。
- 障がいのある子どもない子どもとの交流及び共同学習を推進する。
- すべての保護者に対して「地域で共に学び、共に生きる教育」に関する理解啓発に努める。
- すべての学校の教職員に対して特別支援教育に関する基礎・基本となる内容の研修を実施する。

### ＜小・中学校、高等学校＞

- 市町村は、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して、保護者への相談支援の充実を図る。
- 市町村教育委員会は、幼児一人一人の教育的ニーズ、保護者や専門家の意見を踏まえ、就学先を総合的に判断するとともに、その後も継続して就学相談を実施する。
- 特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別な支援を必要とする児童生徒に対する校内支援体制の充実を図る。
- 専門的な研修の実施などにより、特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実を図る。
- 特別支援教育支援員の配置などにより、「共に学ぶ」ための環境整備を推進する。

### ＜特別支援学校＞

- 専門性の高い研修の実施などにより、専門的な指導の充実を図る。
- 小・中学校等への適切な援助や支援を行う特別支援学校のセンター的機能の充実を図る。
- 複数の障がいに対応する学校の要否など、特別支援学校の在り方について検討する。

## ＜地域において特別支援教育を充実させるための支援体制＞

- 市町村は、地域自立支援協議会を設置するなどして、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関と連携して、将来にわたって自立した生活ができるよう、ライフステージに応じた様々な支援を一貫して行う体制を整備する。
- 県及び市町村は、地域の人々に対して特別支援教育に関する広報を積極的に行い、「地域で共に学び、共に生きる教育」に関する理解啓発に努める。

(7) 特別支援教育の推進へ向けて

## 特別支援教育の充実へ向けた各種事業

準 備 啓発DVD / CD

### < 動機付け >

「特別支援教育」の充実のために、国や県において各種事業を行っています。各種事業を効果的に活用し、市町村、各学校（園）における特別支援教育を充実させていくことが重要です。

### < 理 解 >

「特別支援教育」の充実へ向けた国や県の事業を通じた取組みについて理解が必要です。学校（園）のみならず、市町村教育委員会ははじめ、外部の資源の活用を進めていくことが「特別支援教育」の更なる充実につながります。

### < 扱 う 内 容 >

特別支援教育に関する国や県の各種事業

### < 押さえない内容 >

国では、平成20年度から平成21年度にかけて「発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業」を47都道府県に委嘱し事業を展開している。県では、国からの委嘱を受け、市町村における特別支援連携協議会の設置による支援体制の整備、特別支援学校のセンタ - 的機能充実のための研修等を推進地域、グランドモデル地域を指定して進めている。

県では、平成15年度より「地域教育相談推進事業」を展開し、県内の5教育事務所専門家チ - ムを設置し、巡回相談による学校（園）の支援や保護者支援を行っている。

### < 参 考 資 料 >

啓発DVD / CD CD「資料編」4 支援ガイド（PDF版）

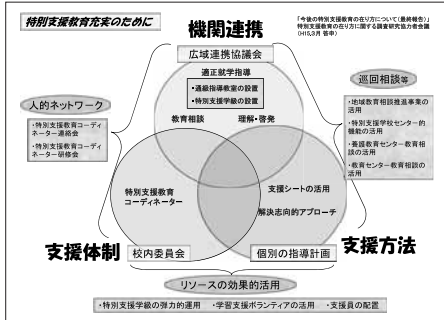
- 1 支援ガイド（南会津版）「サポートブック南会津」
- 2 支援ガイド（相双版）「気づきから効果的な支援へ」

## < 研修の手順 >

1 啓発DVD / CDのCD「資料集」1 研修用プレゼンテーション「文部科学省委嘱事業「発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業」、「発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業説明資料（グランドモデル地域）」、「地域教育相談推進事業」を開く。

2 国や県の各種事業の内容について理解する。

### スライド1



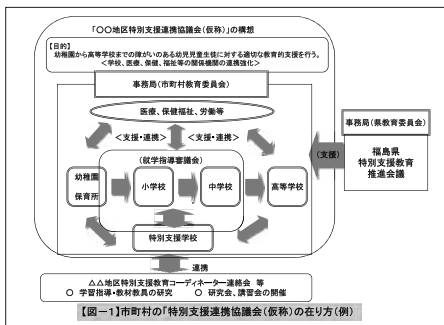
特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、特別支援教育を充実させるためのツールを提示しました。いわば「特別支援教育」の三種の神器です。(3) 特別支援教育のポイント「特別支援教育における三種の神器」資料を参照)

### スライド2



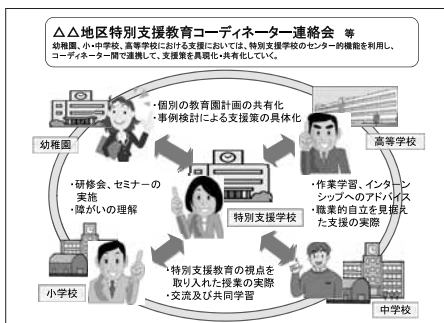
さて、そういった二 - ズのある学校を支える地域支援システムはどうでしょうか。「特別支援連携協議会」が、まさに特別支援教育を最前線で進めている学校を後方から支援するシステムです。

### スライド3



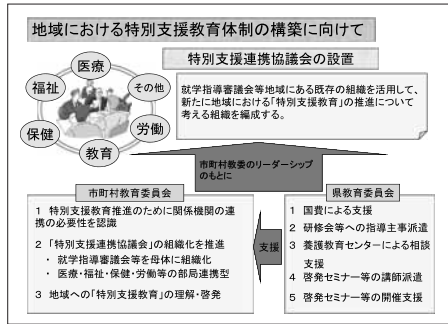
「特別支援連携協議会」は、従来の「就学指導審議会」の機能に、新たに各学校の特別支援教育を支援する機能を加えた支援体制です。「支援」のためには、教育、保健・福祉、医療、労働等の各機関の担当者が相互に連携し、各々の役割を十分に発揮することができるような組織が必要であり、それが「特別支援連携協議会」です。地域によっては、保健、福祉における「地域自立支援協議会子ども部会」を位置づけているところもあります。

### スライド4



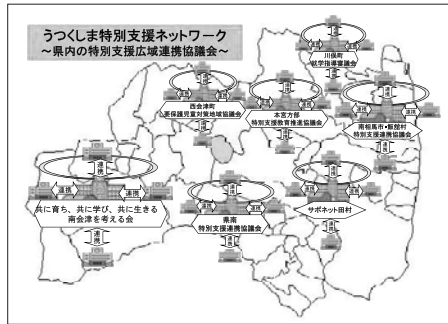
「特別支援連携協議会」が、教育、医療、保健・福祉、労働等の関係機関が連携し、地域における特別支援教育充実のための方向性を示します。そして、その方向性を具現化していくために、特別支援教育コーディネーター等が連携した組織が必要となります。各校での支援に関する課題や先行事例等を共有し、具体的な校内支援のノウハウについて情報交換する組織が必要です。

スライド5



県教育委員会では、平成17年度から平成19年度において文部科学省委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」を活用し、県内各地域の市町村のニーズに応じて、市町村教育委員会との連携のもと、地域における「特別支援連携協議会」の設置の支援を行ってきました。

スライド6



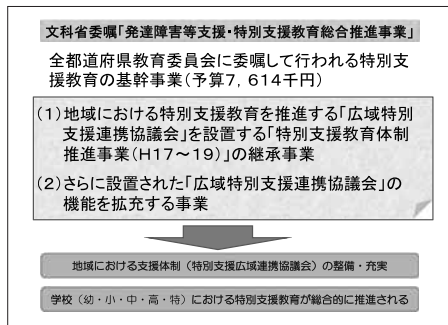
平成16年度には、文部科学省委嘱事業「特別支援教育体制モデル事業」で、「川俣町就学指導審議会」が、平成17年度からは、文科省委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」で、平成17年度に南会津地域、平成18年度に田村地域、平成19年に南相馬・飯館地域、平成20年度に県南地域で、特別支援広域連携協議会が設置されました。また、平成17～18年度の2年間、県単独事業「特別支援教育地域体制推進モデル事業」で「本宮方部特別支援教育推進協議会」を設置しました。また、市町村が独自に、連携協議会を設置した例もあります。西会津町は、保健・福祉の組織をもとに「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

スライド7



平成20年度文部科学省は、平成17～19年度までの「特別支援教育体制推進事業」の後継事業として、「発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業」を立ち上げました。この事業は、「地域における支援体制を整備・充実させ、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育を推進・充実させる」ことを目的とした事業で、47都道府県に委嘱される事業です。

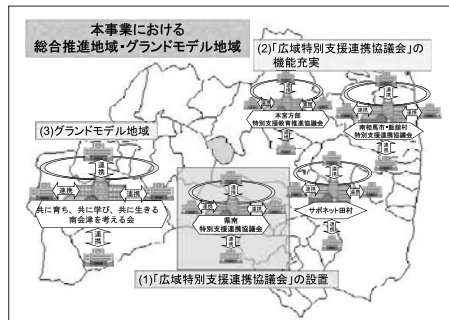
スライド8



本県におきましては、本事業を「特別支援連携協議会」の未整備な地域への支援体制整備事業、整備された「特別支援連携協議会」の機能を充実させる事業という位置づけで、各教育事務所、市町村教育委員会との連携のもとに事業を展開しています。



スライド9



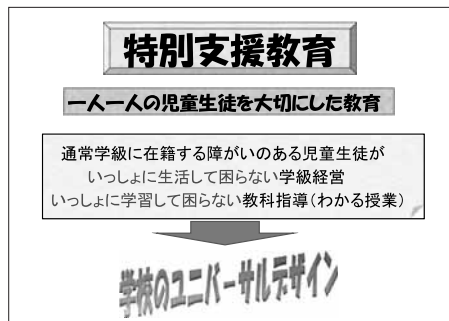
「特別支援連携協議会」の未整備地域な「県南地域」において「県南特別支援連携協議会」を設置しました。「特別支援連携協議会」の機能を充実させるために、「本宮方部特別支援教育推進協議会」「サポネット田村」「南相馬市・飯館村特別支援広域連携協議会」において、特別支援教育コ-ディネ-タ-研修や特別支援教育支援員研修等を行い、支援体制の充実を目指しています。さらに、南会津地域、大玉村、三春町、田村市においては、保健・福祉との連携のもと、「個別の支援計画」をベースにした「支援ファイル」を作成し、その活用を通じた支援体制整備を目指しています。

スライド10

- 総合推進地域・グランドモデル地域における事業の展開**
- 1 特別支援広域連携協議会の開催
  - 2 特別支援教育に関する理解・啓発セミナーの開催
  - 3 特別支援教育に関する研修の実施(幼稚園、小・中学校、高等学校)
    - 管理職への研修
    - 特別支援教育コーディネーターへの研修
    - 一般教員への研修
    - 特別支援教育支援員への研修
  - 4 特別支援学校のセンター的機能充実のための専門性向上へ向けての研修の実施
  - 5 巡回相談等による事例検討会の実施
    - 幼稚園、小・中学校、高等学校において
    - 特別支援学校において
    - 特別支援広域連携協議会において

各地域で取り組む具体的な内容は、つぎのとおりです。なお、平成22年度は、特別支援教育総合推進事業において保健福祉部との連携により、特別支援連携協議会による支援体制整備で培ってきた支援のノウハウを活用し、市町村における地域自立支援協議会子ども部会の設置を支援することにより、地域支援体制の整備を目指します。

スライド11



では、「一人一人の児童生徒を大切にした教育」とは、どのようなことなのでしょう。「通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、いっしょに生活して困らない学級経営、いっしょに学習して困らない教科指導、すなわち「わかる授業」です。これは、まさに「学校のユニバ-サルデザイン」を目指すことが求められているといえます。

スライド12



集団の中で、一人一人の児童生徒のニーズに応えた教育をいかにやっていくか。この問いに対する答えは、特別支援教育を先進的に実践している学校の教育実践の中に見ることができます。特別な支援を必要としている児童生徒に対して、「特別」な指導を行うのではなく、学級全体の中で、支援を必要としている生徒も困らないような働きかけ、いわば「ユニバ-サルデザイン」の働きかけを教師が行うとともに、必要に応じて、その子のニーズに応じた、「個別」の丁寧な働きかけを行うということです。

スライド13



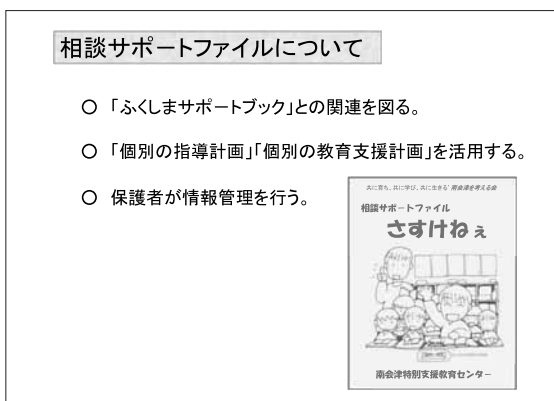
特別な支援を必要とする児童生徒のために考えられた支援策をクラス全体で共有し、「特別な支援を必要とする児童生徒の自尊感情を低下させることなく、「当該児童生徒を『特別扱い』にしない学級づくり、授業づくり」こそが、学校のユニバーサルデザインということができるとおもいます。この5年の間に、「特別支援教育」の理念が徐々に浸透し、先進的に実践が進められてきています。発達障がい等の障がいのある児童生徒を集団の中でいかに育てていくのかのノウハウが今、教育現場では求められています。

発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業説明資料（グランドモデル地域）」

スライド5

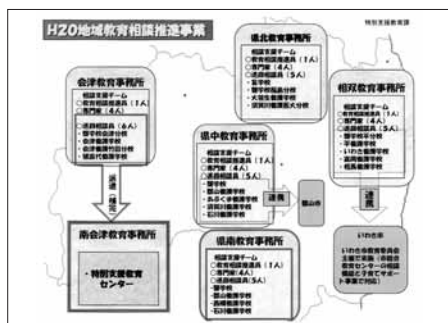


スライド6



「個別の教育支援計画」を保護者の情報管理のもと、関係機関が連携して作成する取組が進められています。平成21年度現在で、南会津地域、大玉村、三春町、田村市において、「個別の教育支援計画」を含めたさまざまな情報をまとめた、それぞれの地域の特徴を持った「相談支援ファイル」が作成・活用されています。

「地域教育相談推進事業」



県教育委員会では、平成15年度より「地域教育相談推進事業」で地域における相談支援体制の充実を図っています。県内5教育事務所に専門家チームを設け、巡回相談による学校（園）への支援、保護者への相談支援を行っています。事務所の相談窓口への電話1本で相談が可能です。各校（園）での積極的な活用が、自校の特別支援教育充実への第1歩です。この事業では、平成17、18、19年度と相談事例集「気づきをささえて」をまとめています。ここに載せられた事例が、まさにいま求められている「特別支援教育」です。

(8) 特別支援教育の先進的な取り組み

## 高等学校における特別支援教育

準 備 啓発DVD / CD

### < 動機付け >

高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒は在籍しています。アスペルガ - 障がい等の発達障がいの生徒への高等学校における対応が、全国的にも喫緊の課題となっています。

### < 理 解 >

本県においては、平成17年度から3年間、文部科学省の「研究開発学校」制度を活用して、全国で初めて、県立川俣高校において、LD、ADHD、高機能自閉症等の生徒への高等学校における支援の在り方について研究開発を行いました。その川俣高校の成果を県内の高校にいち早く普及させるために、平成19年度より県重点事業「LD等の中高連携型生徒支援事業」で、県立小野高校、県立会津農林高校、県立相馬農業高校を実践推進校に指定し、浜通り、中通り、会津でそれぞれ川俣高校の支援モデルを活用した実践を進めました。

### < 扱う内容 >

研究開発学校（県立川俣高校）、県重点事業「LD等の中高連携型生徒支援事業」

### < 押さえない内容 >

川俣高校をはじめ、実践を進めている高等学校においては、教員が発達障がい等の生徒を含め、生徒理解を深め、全ての生徒を対象にストレスマネジメント教育を行うことで一人一人の生徒が自らの生きる力を高めることができるように学級経営を行い、学習支援員を活用して、教科における学習のつまずきに丁寧に寄り添った「分かる授業」が行われている。その結果、実践推進校においては、障がいのあるなしに関わらず、生徒が日々生き生きとした学校生活を送り、学校全体がより活力のある学校へと変容を遂げている。実践推進校の取り組みは、「発達障がい」を「特別」として扱うのではなく、教員一人一人が、「障がい観」の転換を図り、生徒理解に基づいた高等学校における実践を普及させていくことの重要性を示唆している。今後、このような実践を、より多くの高等学校において進めていくことが必要である。

## < 参考資料 >

啓発DVD / CD CD「資料編」2 研究開発学校 (県立川俣高校) 資料 (PDF版)

- ・研究開発学校報告書
- ・SST (ソ - シャルスキルトレーニング) 資料
- ・ストレスマネジメント資料

福島県教育庁特別支援教育課HP (アドレス <http://www.shien.fks.ed.jp/>)

「高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～」  
(平成21年8月27日) 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ

(アドレス [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/054\\_2/gaiyou/1283724.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054_2/gaiyou/1283724.htm))

## < 研修の手順 >

1 啓発DVD / CDのCD「資料集」1 研修用プレゼンテーション「県重点事業「LD等の中高連携型生徒支援事業」を開く。

2 高等学校における特別支援教育の取組みの概要について理解する。

スライド1



具体的な事業内容としては、川俣高校の研究開発で成果のあった、相談支援員によるカウンセリングやソ - シャルスキルトレーニング、教科担当教員と大学院生等の学習支援員とのティ - ムティ - チングによる数学科と英語科等における学習支援や個別支援をおこなっています。また、教職員の発達障がい等の理解啓発を深める研修やストレスマネジメントに関する研修を近隣の協力中学校といっしょに実施し、教職員の指導力の向上を目指しています。さらに、養護教育センター、教育センター、発達障がい者支援センター、近隣特別支援学校とのきめ細かな連携を基本とし、実践推進高校における実践を平成19年度から21年度の3年間で推進しました。

3 研究開発学校報告書には、川俣高校で研究開発を行った資料が掲載されている。ストレスマネジメント資料は、ワークシートやホ - ムル - ムにおけるストレスマネジメント教育のための授業案が掲載されており、すぐに活用することが可能である。また、SST (ソ - シャルスキルトレーニング) 資料は、生徒の生きる力を高めるための指導内容が掲載されており、進路指導等にも活用可能である。

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画

## 個別の教育支援計画の作成と活用

準 備 テキスト、付箋、様式1・様式2の拡大した用紙（A3程度）

「個別の教育支援計画」等の様式は、県養護教育センターホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.special-center.fks.ed.jp>

### <動機付け>

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は、特別支援教育において、支援の連続性や一貫性を保つために欠かせないツールです。

「個別の教育支援計画」は、関係機関との連携協力を円滑にし、支援を一環して効果的に進める有効なツールです。

一方「個別の指導計画」は、子ども一人一人の支援の継続と蓄積のために有効なツールです。

### <理解>

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は、作成することが目的ではなく、作成する過程で、多様な視点から支援を考えていくことが重要であり、そのためのツールとして利用することを理解する必要があります。

### <扱う内容>

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成手順と活用

### <押さえない内容>

「ツールとして活用する」とは支援の連続性や一貫性を理解し、チームワークとネットワークによる対応をすることである。

子どもの抱えている課題を洗い出す：実態の把握

課題をまとめ、その関係を把握する：情報の共有

課題の背景を考え、支援方針を明確にする：支援方針決定

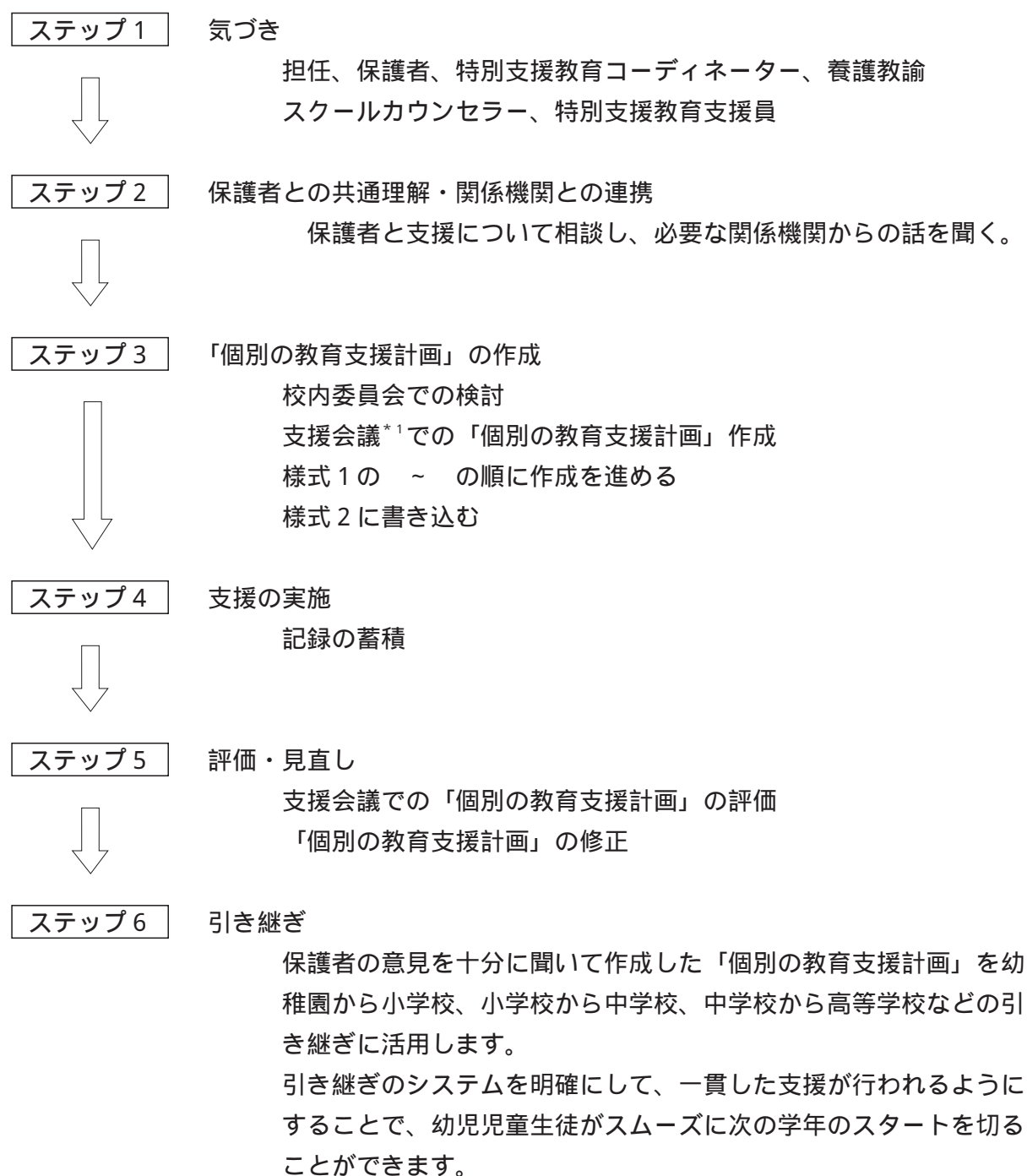
具体的な支援内容・方法を割り振る：関係者間での役割の決定

整理した支援目標をまとめて確認する：支援計画完成

### <作成の手順>

- 1 4, 5人のグループに分かれる。
- 2 様式1を使って、課題を抱えている事例について、演習をする。
- 3 様式2にまとめる。
- 4 実際に使ってみる。
- 5 記録をし、評価し修正する。

## (2) 校内での「個別の教育支援計画」の作成・活用の流れ



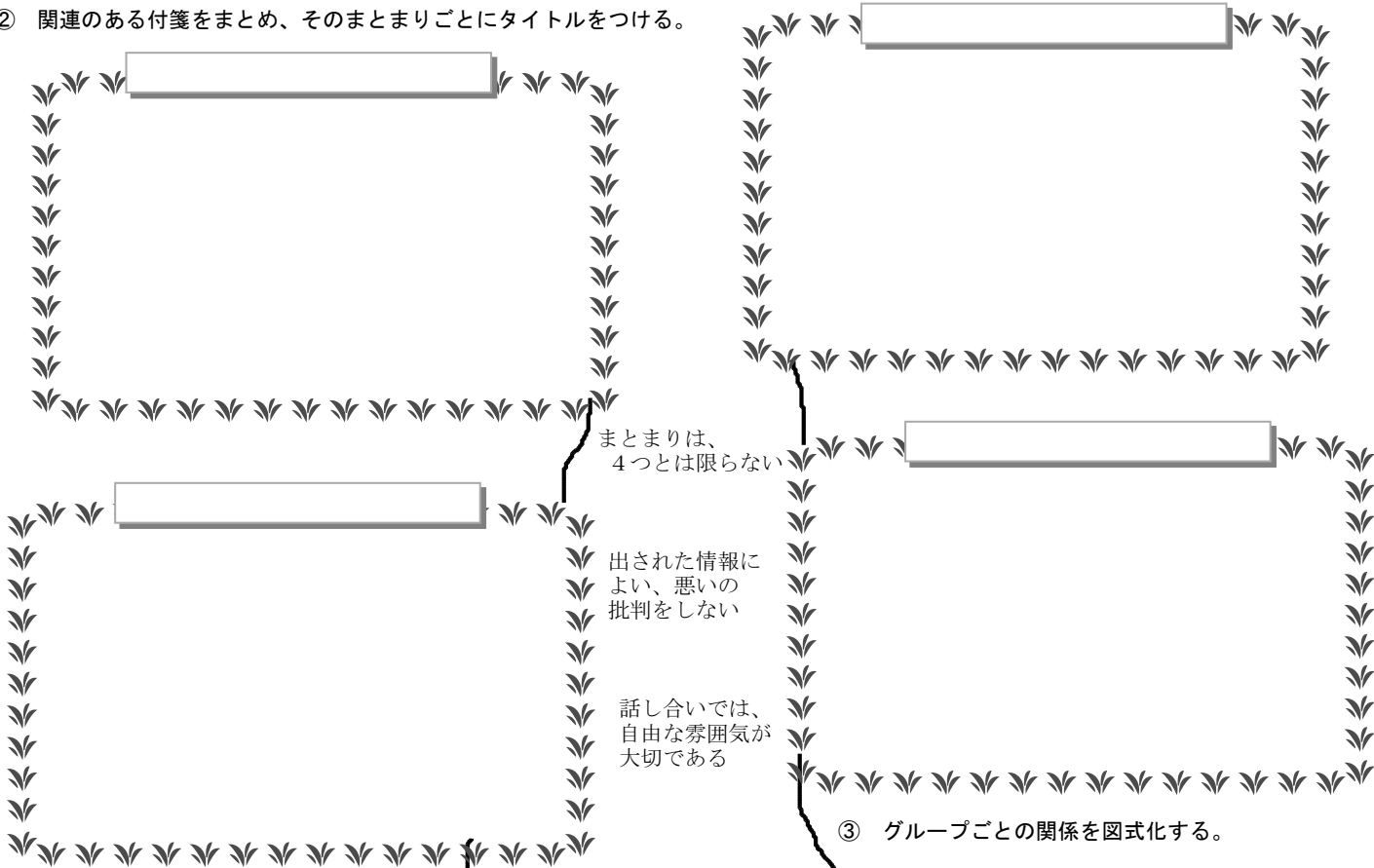
「個別の教育支援計画」の作成と活用は、明確に分けられるものではありません。関係する人がチームを組んで支援策を考えたり、役割分担をしたりする過程が、実際には重要であり、活用していることにつながります。

---

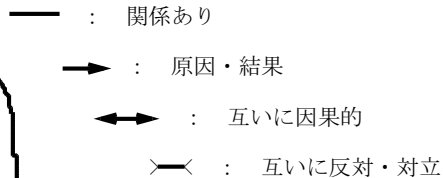
支援会議\*1：支援が必要な児童生徒の情報を関係機関の方と交換、共有するための会議

① 実態把握の観点ごとに、付箋に書き出す（観点は主なもの、これにこだわる必要はない） 1枚の付箋に1つの内容 ・ 事実にして記述 ・ 解釈はしない（ケース会で）										
本人の願い 将来の夢	保護者の願い 保護者の情報	得意なこと 好きなこと	学習・知的能力 (検査含む)	言語・運動面	心理・社会面	身辺処理	健康面	生育歴	関係機関の 支援状況	その他

② 関連のある付箋をまとめ、そのまとまりごとにタイトルをつける。

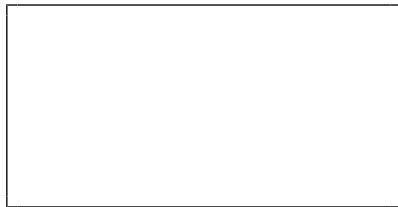


③ グループごとの関係を図式化する。



- 実態の整理を踏まえ、気になる行動やつまずきの背景を考える。
- 認知の特性についても踏まえる。

④ 行動やつまずきの背景を考える。



⑤ 中心的な課題を設定する。

⑥ 具体的な支援・指導目標・手立てを設定する。

	学校生活全般を通して	授業の中で	保護者や関係機関等の協力の下で
目 標			
手 立 て			

様式2

平成 年度 個別の教育支援計画・個別の指導計画

福島県養護教育センター

ふりがな 氏名	年 組	男・女	生年月日	平成 年 月 日	手帳の有無(種類)	有・無( )	記入者
生 育 歴 (医師の診 断含む)			諸検査の 結 果		本人の願い	保護者の 願 い	
連携機関 内 容 担 当 者	<医療・保健>	<教育>	<福 祉>	<労 働>	<地 域>		

支援・指導の目標	支援・指導の手立て	学 期	評 価 (学期ごと)
学 校 生 活 全 般		1	
		2	
		3	
学 習 場 面		1	
		2	
		3	
関 係 機 関 と の 連 携		1	
		2	
		3	

※ 保護者を含めた関係機関との連携が必要になった場合には、必要な支援内容の記述に以下のマークをつける。

(保): 保護者 (医): 医療・保健 (教): 教育 (福): 福祉 (労): 労働 (地): 地域

次年度への引き継ぎ

本人・保護者への説明

事 前 年 月 日  
事 後 年 月 日



誰にとっても使い  
勝手がいいデザイン  
のことをユニバーサル  
デザインというのじゃ!



## 特別支援教育の視点を生かした授業研究会

～「授業のユニバーサルデザイン」を目指して～

発達障がい等のある特別な支援を必要としている児童生徒の中には、授業において困難を抱えている児童生徒がいます。こういった児童生徒が、授業で学習内容を理解することができるようになるためには、一斉指導においても「個に応じた指導」を充実していく必要があります。授業において困難を抱えている児童生徒が「わかる」ようにするために、教師は「学習のめあてや学習の内容を明確にする」「発問を明確にする」「計画的・構造的な板書で学習の流れがわかるようにする」等々、授業に困難を抱えている児童生徒を意識して、授業場面での教育的配慮や個別の支援を行います。こういった教育的配慮や個別の支援は、どの子にもわかりやすい授業につながります。だれにでもわかりやすいという点で「授業のユニバーサルデザイン」といえます。支援を必要としている児童生徒にとってわかりやすい授業のためには、まず、支援を必要としている児童生徒の認知特性をとらえる必要があります。認知特性とは、いわば、児童生徒のものごとのとらえ方の特徴です。教師が、本時の「身につけさせたい力」を明確にして、支援を必要としている児童生徒の認知特性に応じて、有効な支援策を全体の指導の中で展開していきます。授業では、教師がまず、「何を本時で学ぶのか」と「活動の見通し」をどの児童生徒にもわかるように提示します。授業研究では、「教師が身につけさせたい力は何だったのか」「その力を児童生徒が身につけるために、学習活動は適切であったか」「支援を必要としている児童生徒の学びがどうであったか」を振り返っていきます。このような取組みを通して、一斉指導の中でみんながわかる授業改善を目指します。

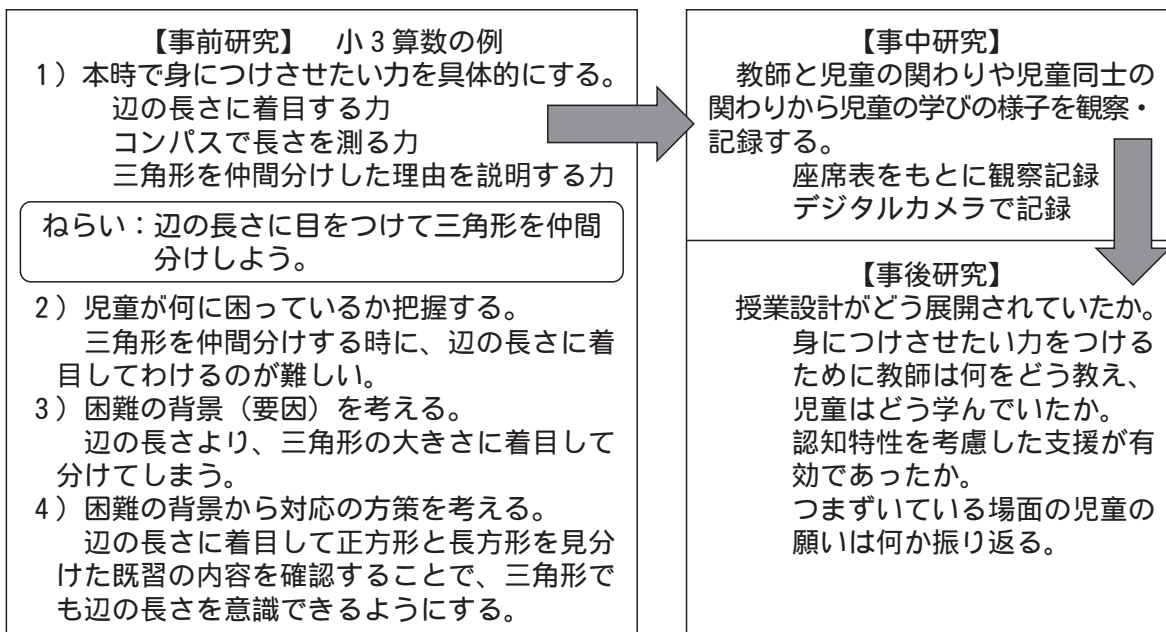
### 【授業のユニバーサルデザインのプロセス】

教師が教えたいこと、伝えたいこと、子どもに身につける力を明確にする。(ねらいの具体的な提示)

児童生徒の認知特性を考慮した支援策を学習活動に取り入れる。

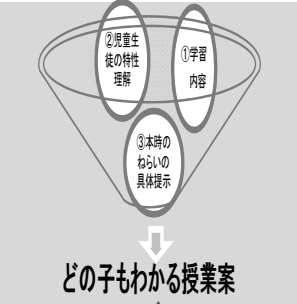
児童生徒が学んだこと(気づいたこと)を生かして児童生徒同士で考えを深め合い、言語化することで本時のねらいを達成していく。

### 授業研究の例



# 「わかる授業」のための「授業研究会モデル」 試案

福島県養護教育センター



**研究仮説**

本時で身につけさせたい力が明確で、子どもの「とらえにくさ」を考慮した支援策を授業設計に取り入れることにより、どの子どもにもわかる授業になるであろう。



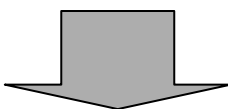


## 《算数》 視覚と操作にわたる活動で授業を組み立てる

### 単元名 角の大きさ(小学校4年)

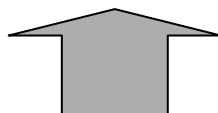
#### 【学習内容】

- ①本時で一人一人に身につけさせたい力は何か  
三角定規の角の大きさの理解をもとに、それを活用していろいろな角の大きさを求める力
- ②身につけさせたい力は具体的にどんな力か
  - 三角定規の角の大きさを理解する力
  - 三角形を2つ合わせると足し算で角の大きさを求める力
  - 三角形を2つ重ねて引き算で角の大きさを求める力



#### 【学級集団に対して本時のわらいの具体提示】

**三角定規を2まい組み合わせて角の大きさを求めるにはどうしたらいいだろうか。**



#### 【子どもの認知特性の把握1】

- ③子どもの「とらえにくさ」の予想  
三角定規の角の大きさが、三角定規の大きさに関係なく同じであるということがとらえにくい。  
・「とらえにくさ」の背景(要因)  
三角形の大きさに意識が向いてしまい、角の大きさに着目できない。
- ④「とらえにくさ」の支援策は何か  
○三角定規の直角にシールをはって視覚的にとらえたり、角度の大きさの違いをさわって触感からとらえる。

#### 【子どもの認知特性の把握2】

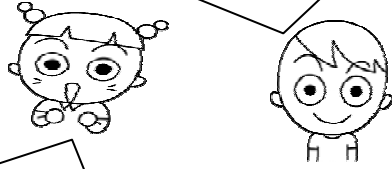
- ③子どもの「とらえにくさ」の予想  
2つの三角定規を合わせるとたし算、重ねると引き算になるということがとらえにくい。  
・「とらえにくさ」の背景(要因)  
三角定規を「合わせる」と「重ねる」ことがイメージしにくい。
- ④「とらえにくさ」の支援策は何か  
○「合わせる」と「重ねる」の違いがイメージできるようシルエット図で視覚的にとらえる。



【本時の展開例】

1 前時に行った三角定規のそれぞれの角の大きさを確認する。

直角はシールをはってあるところだよ！



30度と60度はさわって確かめたよ！

2 学習課題をとらえる。

三角定規を2まい組み合わせて角の大きさもとめるにはどうしたらいいだろうか。

3 三角定規を2まい組み合わせてできる角の大きさをもとめる。



合わせるると足し算  
重ねると引き算で  
もとめられるんだ



4 いろんな角の大きさをもとめる。

- (1) 自力解決
- (2) ペア・近くの人と解決
- (3) 全員で確認



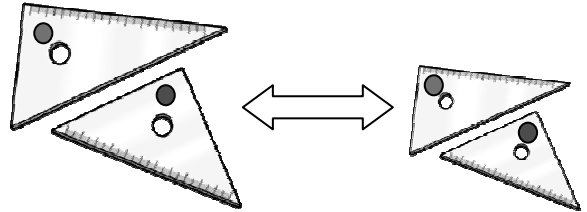
5 まとめ

もとめ方のノート記入と自己評価カードへの記入

三角定規を合わせるとたし算、重ねるとひき算で角度が求められる。

《支援のポイント》

○三角定規の大きさに関係なく角の大きさが同じであることを意識させるのがポイント。

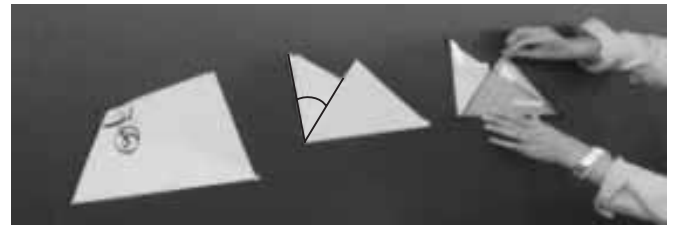


○「合わせる」と「重ねる」の違いをシルエット図で示すと視覚的にとらえやすい。

○「測る」ことを「計算する」活動にする。



合わせるると足し算      重ねると引き算



○三角形の角の大きさが十分意識できていることがいろんな角の大きさを測ることに結びつく。



# 英語

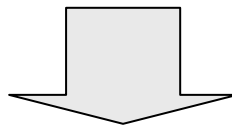
## 《英語》 動作化や、視覚的てがかいから時制の違いをつかむ

単元名 クリスマスがやってきた（中学校1年）



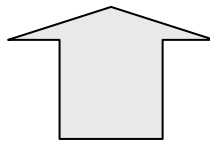
### 【学習内容】

- ①本時で一人一人に身につけさせたい力は何か  
現在進行形を用いた英文を聞いて、時制に注意して正しく聞き取る力
- ②身につけさせたい力は具体的にどんな力か
  - 現在形と現在進行形の違いを聞き取る力
  - 現在進行形を用いた英文を聞く力
  - 現在進行形を用いた英文を音読できる力



### 学級集団に対して本時のねらいの具体提示

現在形と現在進行形の違いをとらえて、「クリスマスがやってきた」の内容を聞き取ろう。



### 【生徒の認知特性の把握】

- ③子どもの「とらえにくさ」の予想  
現在形と現在進行形の時制の違いがとらえにくいのではないかと。
  - ・とらえにくさの背景（要因）を考える現在形と現在進行形という言葉の理解が難しく、時制と結びつかないのではないかと。
- ④「とらえにくさ」の支援策は何か  
現在形と現在進行形の違いをジェスチャー（動作化）を取り入れて理解しやすくする。  
さらに現在進行形の英文と絵の場面が結びつくようグループでのカルタ取りを行う。

## 【本時の展開例】

### 1 英問英答

- ・現在形を用いた英問英答と、現在進行形を用いた英問英答を行う。

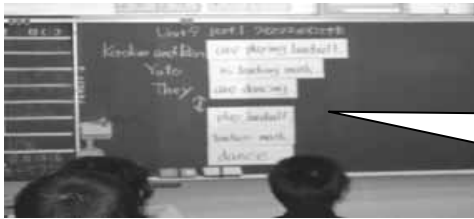
野球をしているところ  
だから現在進行形ね！



### 2 ねらいの確認

現在形と現在進行形の違いを活用して  
「クリスマスがやってきた」の内容を聞き取ろう。

- ・目標文の反復練習
- ・発展練習



### 3 現在進行形の英文理解と本文内容の理解

- ・グループでのカルタ取りによる進行形の英文理解



- ・本文の基本文の内容理解と読む活動



### 4 まとめ

- ・本時の要点のまとめ
- ・自己評価



## 《支援のポイント》

○教師の言う英文をジェスチャー（動作化）で生徒が表現することで、現在形と進行形の違いに気づき、本時への興味・関心が高まる。



○動作化での聞き取りの理解が不十分な場合、カードに書かれている現在形の文と比較を行い、視覚的にも意味・用法の違いを確認する。

○苦手な英文の聞き取りも、絵と合わせることでカルタ取りの要領でゲーム感覚で楽しく取り組むことができる。



ここが「聞く」「読み」の中心場面、個別指導にも十分時間を取っていく。

○ボイスレコーダーでの録音は自分や友達の読みをすぐに確認できる。授業後に教師が一人一人の読みを評価することにも役立つ！



校内における特別支援教育充実のための  
**校内研修の手引き**

平成22年3月

福島県養護教育センター

〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4-1  
TEL 024-952-6497 FAX 024-952-6599

「個別の教育支援計画」の様式等は、センターホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.special-center.fks.ed.jp>

E-mail [office@special-center.fks.ed.jp](mailto:office@special-center.fks.ed.jp)